

新宿区教育委員会会議録

平成20年第10回定例会

平成20年10月2日

新宿区教育委員会

平成20年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年10月2日(木)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 4時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	教 育 長	金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	濱 田 幸 二	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事	齊 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第74号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第75号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第76号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第77号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件
- 日程第5 議案第78号 新宿区教育ビジョン素案について
- 日程第6 議案第79号 平成21年度新宿区立幼稚園及び子ども園における学級編制方針について
- 日程第7 議案第80号 戸山図書館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第81号 北新宿図書館の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第82号 中町図書館の指定管理者の指定について

報告

- 1 平成20年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 新宿区教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの実施について（教育政策課長）
- 3 女神湖高原学園の観光付きバスの運行開始について（教育政策課長）
- 4 平成21年度新宿区立幼稚園及び子ども園の募集案内について（学校運営課長）
- 5 平成21年度学校選択制度区立小学校の申込み状況及び抽選の実施について（学校運営課長）
- 6 平成20年度学校選択制度保護者アンケート集計結果について（学校運営課長）
- 7 その他

開 会

木島委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第10回定例会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いいたします。

白井委員 はい、了解しました。

議案第74号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第75号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

議案第76号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

議案第77号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件

議案第78号 新宿区教育ビジョン素案について

議案第79号 平成21年度新宿区立幼稚園及び子ども園における学級編制方針について

議案第80号 戸山図書館の指定管理者の指定について

議案第81号 北新宿図書館の指定管理者の指定について

議案第82号 中町図書館の指定管理者の指定について

木島委員長 それでは、議事に入ります。すべての議案について、一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

「日程第1 議案第74号 新宿区立子ども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第2 議案第75号 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第76号 新宿区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第77号 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長に臨時代理を指示する件」、「日程第5 議案第78号 新宿区教育ビジョン素案について」、「日程第6 議案第79号 平成21年度新宿区立幼稚園及び子ども園における学級編制方針について」、「日程第7 議案第80号 戸山図書館の指定管理者の指定について」、「日程第8 議案第81号 北新宿図書館の指定管理者の指定について」、「日程第9 議案

第82号 中町図書館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いします、どうぞ。

教育政策課長 それでは、私のほうからすべての議案について説明をさせていただきます。

まず、議案の第74号でございます。説明につきましては、概要並びに議案の中に出ております新旧対照表を中心に説明をさせていただき、必要なところで本文の中の説明に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

74号でございますが、この規則に関しましては、2点大きな改正点がございます。1点は、幼稚園教育要領の全部改正に伴いまして、告示番号、これの引用番号でございますが、これが変わってございます。

それから、2点目につきまして、保育の内容を定めるということで、保育所の保育指針関係、これが従来は局長通知だったものが、厚生労働大臣の告示に変わったということがございまして、これを受けまして、児童福祉法の39条1項に基づく保育というふうに現行あるところを、この規定は対象者が保育に欠ける乳幼児という規定でございますが、幼稚園教育要領に合わせまして、ここも保育所の保育指針に基づく保育という形で整理をしているものでございます。

新旧対照表を見ていただきますと、副園長の職務というところに、今申し上げました5条2項のところに出てきてございます。比較していただきますと、その下線部が今申し上げたところの改正点でございます。施行日については、平成21年4月1日ということでございます。

続きまして、75号議案でございます。75号議案につきましては、幼稚園の条例施行規則関係でございますが、これにつきましても、先ほどの子ども園条例を改正したときに、同じように改正の内容がございまして、今回のこの施行規則につきましては、前回、子ども園条例の中で改正の規定にございました中国残留邦人等の特別規定、いわゆる特別規定でございますが、その改正を踏まえまして、今回、この条例について区立幼稚園の入園等についての免除規定をするときに、この特別法の対象になるものについて引き受けることを加える必要があるということで整理をしております。

議案のところを見ていただきますと、新旧対照表見ていただきまして、20条のところの第1項第3号が下線部のように規定が入ってきてございます。いわゆる特別法の規定に関するものがそこに入ってくるということです。

それから、もう一つは、様式を定めております第15号の様式です。その後についてござい

ますが、改正案と現行を比較していただきますと、右下のところの「決定事由」のところに、現行では「生保 課税」の「無」というところだけでございましたが、その下に先ほど申しました「中国残留邦人等」ということで、これの部分が一部入ってくるという形で整理をしているものでございます。

続きまして、議案第76号でございます。この規則は、奨学資金の貸付条例の施行規則です。条例自体の改正はございませんが、先ほどの第75号と同じ趣旨で、生活保護世帯と同レベルの取り扱いをする必要性があるということで、中国残留邦人等の特別法に基づきまして、する必要性があるということから、整理をさせていただいております。

本文のほうの改正案を見ていただきますと、様式の第1号の関係でございますが、甲と乙に分かれてございます。甲に関しましては中学に在学している方、乙につきましては既に高校に在学している方の奨学資金を申請するときの様式になってございます。両方見ていただきますと、現行と改正のところについて、1ページ目と3ページ目を比較で申し上げますと、右のちょっと下あたりに、従来、現行については「生活保護法による保護の受給の有無」という形でございましたが、ここについて中国残留邦人等の特別法との関係がありますので、これは世帯に対して該当があるかどうかという点でございますので、その規定を「生活保護等受給世帯」、該当があるかないかという形で整理をしているものでございます。

「生活保護等」というところについては、下段、一番下でございますが、*1ということで説明を加えているものでございます。提案理由も今申し上げたとおりでございます。

それから、議案第77号でございます。議案77号につきましては、本文の提案理由のほうを見ていただきますと、区立子ども園の条例施行規則の一部を改正することが必要でございます。その大もとは、この第3回定例会が10月10日の日に本会議を除いて最終日になるわけでございますが、それに合わせて条例が確定します。それに合わせて規則を改正する必要があるんですが、時間的に制約がございますので、この教育委員会の決定権限につきまして、日程の制約を受けるということから、次のページを見ていただきますと、教育委員会の臨時代理に関する規則というものの第2条第2号にありまして、あらかじめ教育委員会に指示を受けたときというのは、教育長が臨時代理ができるという規定がございますので、これに合わせて、今回教育委員会の権限を教育長に臨時代行させるという内容でございます。

ただし、下記の「記」書きのところのただし書きでございますが、あくまで条件がございまして、この子ども園条例の一部を改正する条例が、原案どおり可決制定されるということが前提の条件に限るということで、制約を加えてございます。

具体的な変更内容につきましては、新旧対照表の1ページからずっとでございます。内容は、全く同じでございます。40条関係、それから46条関係、それから別表の1から4、それから第2号の様式(乙)、第43号ということで、いずれも第75号、76号の内容と同じ内容でございます。

公布の日から施行するというので、ここは10月10日ということで整理をさせていただいてございまして、75も76もあわせて公布の日をその日に合わせてございます。

続きまして、第78号関係、教育ビジョンの素案の関係でございます。

本日は、過去2回協議をさせていただいてございまして、今回は議案として提案をさせていただいてございます。前回まで協議をいただいた内容、意見につきまして、今回、事務局として修正を加えて、本日最終の決定をいただきたいというふうに考えてございます。

内容的には、前回までいただいた各委員の御意見を踏まえまして、私どもとして内容を吟味して、本日提出してございます。

説明につきましては、特に内容等変更を伴うようなものを中心に説明をさせていただき、それ以外にも内容は変わりませんが、若干文言等の修正はございますが、それについては内容が変更ございませんので、触れることは省略させていただきます。

それでは、内容を見ながら確認をしていただきたいと思っております。

まず、1ページ目をあけていただきますと、前回、目次の欄に第 章のところ、14の課題について細かく文言を入れてございませんでしたが、それを各課題の一覧表をつけさせていただき、また目次のページ数を振ってございます。それが1点です。

それから、次でございます。次は、1ページ目のところでございますが、2の位置づけ及び計画期間のところでございますが、(1)のところの丸の2つ目でございます。具体的な取り組み例示というところ、括弧書きのところ。それから、下に行きまして、(2)の計画期間のところの一番下の白丸の主な具体的な取り組み例示というところでございます。

この2つにつきまして、今回、上のほうについては「基本施策と具体的な取り組み」、下のほうは「今後明らかにする具体的な取り組み」ということで、この素案の段階では、具体的な取り組みの例示等は記載してございませんので、表記についてはそのように整理をさせていただいてございます。最終の計画のところには具体的な取り組みが入ってくるという内容になってございます。

次でございますが、2ページ目でございます。イメージ図のところでございます。これは内部でもいろいろ説明する過程の中で出てきたところでございますけれども、1つは、20年

度までの毎年つくっておりました教育行政の推進にあたってというところの目標、それからそれに伴う毎年の基本方針、これを毎年やってきたわけですが、そのちょうど中段あたりに教育基本法の改正等、これが入ってきてございますので、今後おおむね10年間、見通しの中でビジョンをつくるという形でございますので、21年度以降につきましては、毎年つくるということではなく、このビジョンのもとについて施策の展開をしていくという形で、わかるように整理をさせていただいてございます。

また、今回はこの個別計画ということで、2つ、図書館関係について個別にぶら下げてございましたが、行政計画としてはこの2つだけでございますが、実は本文の規定の中に学校がつくる個別の計画、特色ある計画等も入ってございますので、混乱を避けるために、ここでは個別計画の内容については記載を外させていただいてございます。

それから、次でございます。7ページをあけていただきたいと思います。7ページ目の第3章の「3つの柱と14の課題」のところでございます。

これは、次のページのところと連動しますが、8ページのところで、以前、14の課題ごとの取り組みの方向と基本施策ということで、タイトルが2つ出てきていてわかりづらいという御意見もございましたので、8ページのほうの上のタイトルは削除をさせていただき、その分かりやすくするように、その頭のところの説明書きのところに、「次ページ以降に、課題ごとの取り組みの方向と基本施策を明らかにする」という文言を入れさせていただいてございます。

続きまして、10ページをあけていただきたいと思います。10ページのところでございますが、ここも前回の協議で御意見を賜ったところでございます。以前、このところについては羽原委員のほうから御指摘をいただきまして、すべての子どもに対しての学力向上のところ、整理としてはちょっと弱いということもございまして、今回、取り組みの方向の白丸のところ、段を変えまして、特にということで、「学力が十分でない子どものため」ということで具体的に明記をさせていただき、その子たちも含めて全体で基礎学力を確実に身につけるということで、文言を整理をさせていただいてございます。

それから、次でございますが、11ページ目のところでございます。3つ目の学習意欲の向上と学習習慣の確立のところの白丸の2つ目でございます。漢字検定等、そういったところについて、御指摘いただいた点について、羽原委員のほうから御指摘いただいておりますが、だれがそういうものを設置するんだと、意図がわかりづらいということがございましたので、今回はそこをはっきりするように、子ども一人一人が学習の到達目標を持てるよとい

うことで、その文言を入れさせていただいてございます。

次でございますが、19ページを開いていただきたいと思います。19ページの基本施策の7番の実体験から学ぶ取り組みの学習のところの白丸の2つ目でございます。そのところで、内容的には2つ分けて書いてございました。CO₂の関係、伊那市との間伐の関係と、それ以外に防災教育や安全教育ということで、ここで内容が違うものを2つ入れておりましたので、それを2つに分けたのが1つです。

今回、改善のほうの白丸の5つ目の最後のところに、以前「また」でくくっておりました部分を別の白丸として立ててございます。

前段部分については、地球環境の問題が今、非常に大きな行政課題になってございますので、そういった文言をしっかりと入れるということで文言を整理したところでございます。

それから、32ページをお開きいただきたいと思います。32ページにつきましては、基本施策の17のところ、従来読書がはぐくむ豊かなライフワークづくりというふうになってございました。ライフワークということで、ちょっと子どもの視点からは働きの面について内容的に違いがございますので、ここはライフステージということで、子どもの発達段階で読書が必要だということやうたうということから、ライフワークという言葉やライフステージということで、白丸の中についても文言を変えてございます。

続きまして、49ページをあけていただきたいと思います。49ページでは、前回白井委員のほうから御指摘ございました、施策の体系をしっかりと入れたほうが、これはわかりやすいということから、この49ページに3つの柱、14の課題、基本施策という形で、一覧表をつけさせていただいてございます。内容的に変わるものではございませんが、こういった一覧表をつけてございます。

それから、次でございますが、50ページのところの「第 章 ビジョンの実現に向けて」というところで、1番の「開かれた教育委員会の活動の充実」というところで、ここ白井委員のほうからも御指摘いただいていたので、(2)のところ「教育委員会活動の活性化」という項目が今までございませんでしたので、そこをしっかりと書き込むということにさせていただきました。学校訪問等の機会をもっと増やして、現場等からの意見を直接聞く機会を設けるという点、それから教育委員、事務局の職員で、しっかりと研修会を勉強しながら組織的に有機的、迅速に対応できるようにしてほしいということで、大きく2つの内容をここに整理をさせていただいてございます。

それから、次のページの51ページでございますが、こちらのほう、3の「関係機関等との

連携・協力」ののところの丸の2つ目のところでございます。区長部局との連携は当然図る必要はございますし、民間と国や企業や大学ということで整理をさせていただきましたが、さらにもっとその内容を密な連携、協力するということで、もう少し文章をしっかりと書くということで、区長部局は具体的に地域文化部と子ども家庭部だけではなく、健康部等を含め、いろんな部がすべてかかわってくる内容でございますので、それをしっかりと整理をさせていただいて書いてございます。そういうことで、内容については、ここは内容を充実させていただいたところでございます。

最後に、4の「国、東京都への要望」のところでございます。一番下の丸のところでございます。特に、「教職員の人事権の移譲が不可欠」ということをうたっているところでございますが、これは御案内のとおり、都区のあり方検討会の幹事会の中でも、この人事に関する事務の引き継ぎについては区に移管する方向で検討するというので、都区の間で合意をさせていただきます。そういったことがございましたので、今回そこを明確にさせていただき、その動きを注視する中で、今後も引き続き要望していくという形で整理をさせていただいてございます。

大体以上が改正の内容でございます。

続きまして、第79号関係でございます。

平成21年度の区立幼稚園、それから子ども園における学級編制の方針に関するものでございます。これに関しましては、特に20年度、現行の募集内容等に変更するところを中心に説明をさせていただきます。

1ページあけていただきますと、1の学級定員についてのところと2の学級編制の(1)の3歳児募集については、20年度と21年度の変更はございません。

(2)の4歳児の募集のところでございますが、次のページをあけていただきまして、のところでございます。「4歳児の2学級編制予定」ということで、20年度はここに市ヶ谷幼稚園が入ってございましたけれども、市ヶ谷幼稚園自体、平成19年、20年度の学級編制を、2学級編制を予定しまして募集しましたが、1学級編制という事態になってございまして、このの規定が、今回市ヶ谷幼稚園が規定の対象になるということで、3年目については1学級募集という形になってございますので、のところに市ヶ谷幼稚園を外させていただいてございます。これが1点、変更点でございます。

(3)の5歳児募集のところでございますが、5歳児につきましては、4歳からの持ち上がりで、随時募集という形でございます。現在、のところの規定が、実は20年度はなかつ

たところございました。可能性としては、市ヶ谷幼稚園が場合によって2学級編制になる可能性が残っておりますし、そういったことも考慮して、今回は4歳児と同じように、4歳児のところのと同じ規定を、のところに記載をさせていただいたところが、追加ということで、2点目の改正点です。

(4)につきまして、のところで、従来から入園承認の発行日(確定日)については、1月15日ということがございますので、ここを年を改めて21年の1月15日にしたということで、改正点は3点になってございます。

それから、議案80号でございます。これは戸山図書館の指定管理者の指定ということでございます。指定管理者の指定を行う必要があるということで、裏面をあげていただきますと、地方自治法244条の2の第3項の規定に基づきまして、公の施設の管理を指定管理者にさせるためということで、選定過程を踏まえまして、今日はその議案として出しております。1の公の施設は記載のとおりでございます。今回、指定する団体としまして、(1)でございますが、株式会社図書館流通センターということでございます。指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日ということで、5年間になってございます。

それから、議案第81号のほうです。こちらは北新宿の図書館でございます。提案理由は同様でございます。裏面あげていただきまして、記載の中の2のところは、指定する団体です。名称としましては、紀伊國屋書店、大新東ヒューマンサービス共同事業体ということで、これは2つの企業体をあわせまして提案をしているところでございます。代表者のほうは、紀伊國屋書店の東京営業本部になってございます。構成団体としては、紀伊國屋書店と大新東ヒューマンサービス株式会社という形になってございます。指定期間については、平成21年から5年間、同様でございます。

それから、最後に議案第82号でございますが、中町図書館の指定管理関係でございます。裏面見ていただきますと、指定する団体は、株式会社図書館流通センターでございます。指定期間については、平成21年4月1日からということで、5年間の指定期間になってございます。また、その後に資料がついてございます、こちらが実際に指定管理者を選定したときのやり方、ないしはその内容になってございますので、この点については、中央図書館長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

中央図書館長 それでは、引き続きまして戸山、北新宿、中町図書館の指定管理者となるべき候補団体の選定経過等について御報告申し上げます。

今回の指定管理者につきましては、教育委員会で指定管理者となるべき候補団体を選定し

ていただき、その後、第4回の区議会定例会、こちらのほうで最終的に議決を得て正式決定という段取りになっております。

それで、先ほど各候補団体につきましては、団体名の発表がありましたので、ここに表記されたとおりでございます。

選定経過は、20年7月11日から8月12日まで、区のホームページ、図書館のホームページに掲載し、7月15日の区の広報紙で募集を周知いたしました。

申請予定団体説明会、それから施設見学会、それぞれ7月23日から25日の間に行い、それぞれの参加団体が見られました。

最終的に、提出された団体につきましては、戸山図書館5団体、北新宿図書館7団体、中町図書館が7団体でございます。

それから、選定委員会のメンバーでございますが、別紙の2のほうをごらんいただきたいと思います。9名の構成でございますが、内訳につきましては、学識経験者2名、地域関係団体代表者4名、公認会計士1名、教育委員会の職員が2名でございます。

なお、選定委員会の中で、理事を務める団体が今回の指定管理者募集に応募をしたために、当該委員1名を解任したところでございます。

また、公認会計士につきましては、申請団体の財務体質を調査し、選定委員会に報告する専門調査員としての役割も担っております。

続きまして、次のページに選定委員会の日程を記載しております。第1回の選定委員会が平成20年7月5日、審査項目、審査基準、採点基準を決定いたしました。第2回の選定委員会が8月25日、第一次審査として書類選考を行っております。第3回、第4回選定委員会は、第二次審査としまして、公開プレゼンテーションを行いました。

3番目としまして、選定基準ですが、これは図書館条例第9条に基づきまして、記載のとおり5つの選定基準に基づきまして、選定を行っております。

続きまして、第一次審査でございますが、審査方法につきましては、申請団体から提出された書類に基づきまして、各戸山・北新宿・中町、それぞれの指定図書館ごとに審査を行っております。評価の高い3団体を候補団体として選定したものでございます。この選定経過につきましては、団体名を伏せて、事業計画書をもとに選定委員8名が9個の審査項目、これらについて点数評価を行ったものでございます。

これについては、別紙のほうの3のほうをごらんいただきたいと思います。別紙の3-1としまして、戸山図書館指定管理者候補団体選定審査結果でございます。審査項目が、先ほ

ど申し上げましたように、1番から9番までが第一次審査でございます。それぞれ、例えば1項目とあります、指定管理者としての基本理念につきましては、 から まで、それぞれの審査基準を示しております。 としまして、公立図書館の管理運営に対して、十分な理解をしているか。 としまして、個人情報保護に関する取り組み体制が整備されているか。 としまして、従事職員に対し、公益通報保護やコンプライアンスに関する教育、研修体制が整備されているか。またその実績はどうであるか。このような観点から、それぞれ点数の評価をしていただきました。

配点につきましては、一番右の欄にありますとおり、それぞれ点数を持ちまして、それを8名の審査委員ということで、8倍したものが配点でございます。一次の配点は1,280点、二次の配点は800点、合わせて2,080点でございます。

次に、第一次のその審査結果でございますが、裏面のほうにありますとおり、その中からA社からE社の中の3団体につきまして、第一次審査を通過いたしまして、第二次審査に進んでおります。第二次審査につきましても同様に、3項目につきまして審査項目を設け、それぞれに採点基準と申しますか、審査基準を定めて、それに基づいて選定委員の皆様へ評価をしていただきました。

第二次審査の合計点を出たところで、やはり最初に出てきました書類審査と合わせた点数とするわけでございますが、その印象が変わったり何かすることも考えあわせまして、総合調整という欄を設けまして、最終的な点数をつけたところでございます。それが、一番最後の下の段でございます。

それから、第二次審査につきましては、公開プレゼンテーションということで、公開の場でこのような審査を行ったところでございます。その選定結果でございますが、この点数評価につきましては、この資料3のとおりでございますが、そのほかの主な選定結果につきまして申し上げます。

(2)の選定結果の でございます。戸山図書館、これにつきましては、株式会社図書館流通センターが選ばれたわけですが、第一次審査では、過半数の項目で最も高い評価を得ている。特に、新宿区立図書館が目指す、地域や区民にとって役に立つ図書館サービスの提案、これにおける専門家による生活支援の実施、それから「新宿区調べる学習賞コンクール」の実施、点字図書館との連携、これらが評価されております。また、収支計画及び経費縮減の考え方、申請団体の財務体質及び事業実績、指定管理者に求める新しい図書館サービス、この具体的な事業としまして、区立小・中学校への支援スタッフ派遣について、これらが優れ

ていると評価されております。サービス向上と経費縮減を図るとともに、安定した運営が可能であると判断し、最終的に選定されております。

北新宿図書館につきましては、紀伊國屋書店と大新東ヒューマンサービス共同事業体でございますが、第一次審査では満遍なく高い評価を得ておる。特に、収支計画及び経費縮減の考え方、人員配置計画、これらで最も高い評価を得ております。また、第二次審査でも平均的に高得点であり、指定管理者に求める新しい図書館サービス、この中で書店とのブックフェア同時開催、かかりつけ図書館サービスの実施、これらが高く評価されております。また、第二次審査では、新宿区立図書館が目指す、地域や区民にとって役に立つ図書館サービスの提案における蔵書の充実、レファレンスセンターの設置、問題解決型レファレンスサービスの展開、これらが最も高く評価されております。第一次審査では、運営の安定面、第二次審査では図書館サービスの充実面が優れていると判断され、最終的に選定されております。

3番目の中町図書館でございますが、こちらにつきましては、株式会社図書館流通センターが選定されました。第一次審査では、平均的に高い評価を得ておる。財務体質及び事業実績で最も高く評価されております。また、第二次審査のプレゼンテーションでは、指定管理者に求める新しい図書館サービス、これはここにおきまして、区立小・中学校への支援スタッフ派遣、それから学校図書館の電算化、IT化が高く評価された。第一次審査では運営の安定面、第二次審査では図書館サービスの充実面が優れていると判断され、最終的に選定されたということでございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

議案第74号について、御意見、御質問をどうぞ。

これは以前検討しておりますし、規則の一部を改正するということですので、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 特に、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第74号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第74号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号、議案第76号及び議案第77号は、議案の概要が同種の内容ですので、一括して討論、質疑及び採決をしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第75号、議案第76号及び議案第77号を一括して討論、質疑及び採決を行います。御意見、御質問をどうぞ。

これも以前、規則の一部改正ということで検討された項目だと思います。特に、御意見、御質問がなければよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 討論及び質疑を終了いたします。議案第75号、議案第76号及び議案第77号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第75号、議案第76号及び議案第77号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第78号について、御意見、御質問をどうぞ。

この新宿区教育ビジョン素案については、たびたびかなり各委員のほうからいろいろ質問または御意見が出て、事務局としても非常に努力されて文章を改善して、またこのとおり形が整ったわけですが、これに対していかがでしょうか。

特に、先ほど政策課長のほうから御説明がありましたが、その箇所について羽原委員、または白井委員、よろしいでしょうか。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 いろいろ改善していただいてありがとうございました。

要するに、文章表現上は全くこういうことでよろしいですが、実態がどうついてくると、どういう具体的な成果を上げ得るか。結論的に言えばその1点でありますから、ぜひこれからどういう対応を具体的にしたらいいかと、この点をぜひ成果が上がるべくやっていただければと要望しておきます。

木島委員長 ほかに、どうぞ。

金子教育長 前回の協議のときに、全体として見やすさとか、わかりやすさとか、そういったような話、工夫が欲しいというような話がありました。多分、これを表に出していくに当たっては、概要版的なものをつくってわかりやすい形を出していったほうがいいのではないかと思います。これについてはどうですか。

木島委員長 どうぞ、政策課長。

教育政策課長 今、御指摘いただきましたように、私どももこれを今後、報告のほうでまた申し上げる予定でございますが、パブリックコメントで意見をいただく機会を設けますので、

そのときにわかりやすいように、概要版という話だったり、ホームページでかいつまんだような内容等を含めて少し工夫をさせていただいて、御意見の出やすい状況をつくっていききたいというふうに考えます。

木島委員長 どうぞ、羽原委員。

羽原委員 主な修正内容についての6番目、10ページ目の「確実に基礎学力を身に付ける指導の徹底を行う。」と。日本語としては余り感心しない。指導を徹底すると、こういうような、ちょっとそこここでもないけれども、ところどころに非常に小泉さんが怒るような表現もありますので、ぜひ最後の「てにをは」のたぐいでありますから、なるべくわかりやすくしていただければと思います。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 私ども、今御指摘いただいた点も含めまして、なるべく区民の方が見て行政的なというふうな言い方にならないように、本当に素直に読めるような形で、もう一度、内容の変更はなかるうかと思いますが、具体的な書き方については再度整理をさせていただいて、徹底を図りたいと思います。

木島委員長 ほかによろしいでしょうか。

今、羽原委員が御指摘のごとく、これだけ苦勞をしてつくっていただいた内容ですから、わかりやすい言葉遣い、それが区民にわかる方法だろうと思います。そこは工夫していただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。いいですか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、討論及び質疑を終了いたします。議案第78号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第78号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号について、御意見、御質問をどうぞ。どうぞ、白井委員。

白井委員 学級定員についての1のところについてお聞きしますが、学級定員、各幼稚園と愛日、それと四谷子ども園のほうと、特に四谷子ども園とその各幼稚園という部分の人数を変えているというのは、何か理由がありますか。

木島委員長 どうぞ。

学校運営課長 基本的に幼稚園の定員というのは、国が決められている基準というのは35名でご

ざいます。新宿区では、一般の幼稚園につきましては30名でやらせていただいております。

ただ、四谷子ども園につきましては、幼稚園相当分という短時間保育のクラス定員が25名ということでございます。2クラス編制をさせていただいているということでございます。

それから、愛日幼稚園につきましては、中町保育園と合同保育を行っているという関係で、19名にさせていただいているということでございます。

白井委員 別にこの方針については異議ないんですけども、これからの方向というか、やはり幼児教育ということについて、特にしつけの問題等々が従来から教育課題の1つだと思うので、やはり幼稚園、子ども園、その幼少のときからきめ細かく対応するという意味では、予算の関係もあるとは思いますが、やはり国よりも基準の少ない形でできるような方向で御検討いただければと思うんですが、希望です。

木島委員長 どうぞ。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） ちょっと補足をさせていただきます。四谷子ども園、4歳、5歳、それぞれ2クラスを設けておりまして、そのうち先ほど学校運営課長が御説明をさせていただきました短時間保育、つまり幼稚園型の保育、これが25名でございます。通常、他の区立幼稚園ですと、1クラスは30名ということですので、人数的にはそれを下回る人数で運営をしているというのが実態でございます。したがって、今お話がありました国基準よりも少ない人数での1クラス編制ということで実施しております。

白井委員 ぜひ、その方向を維持していただきたいということをお願いします。

木島委員長 このことと別で、ちょっとこれとは関係なく教えていただきたいんです。今、区立保育園、幼稚園というのは、例えば応募規定の中に、両親共稼ぎの方とか、そういうような制限はあるんですか、それともいわゆるお母さんが専従というか、主婦としてという人はだめとか、そういうことはありますか。

どうぞ。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） まず、幼稚園におきましては、入所の要件といたしましては、区内在住、これが要件でございます。あとは入園を希望するという、2つの要件になります。

保育園につきましては、保育に欠ける要件を必要といたしまして、この保育に欠ける要件には、就労、就学、介護、その他の別に定める要件がございます。その1週間当たりの時間だとか日数だとか、これが細分化されておりまして、それぞれでポイント制、指数化して、ポイントの高い方から入所をするということですので、保育園に関しては、保育に欠け

る要件を必要とするということ、幼稚園については、その要件はないというのが実態でございます。

木島委員長 その保育に欠ける条件というのが、ちょっと問題ではないかなと思うんです。例えば、すべて条件として、これはこの話とは別ですけれども、みんな平等なはずですよ。ところが、介護でというのもわかりますけれども、例えば仕事をしていなければ、じゃあ保育園に預けられないというのは、ちょっと同じ区民として差をつけるということはおかしいのではないかと。例えば、必ず専従主婦になっている人は保育園に預けられないというのは、それこそ男女平等と言いながら差をつけているのと同じという気はしないでもないけれども、そこら辺の条件をいまだに残しているというのはおかしいのではないかと気がしますが、そういう考えに対していかがですか。

どうぞ。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 先ほども御説明いたしました保育所の入所要件、これにつきましては、今回の子ども園の管理運営に関する規則の一部改正をする規則、この中でも一部触れておりますが、これまで児童福祉法第39条の中で、保育所というのが保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とするということで、依然としてその法の中で保育に欠けるということの規定がございます。

ただ、その保育に欠ける要件の度合いにつきましては、各区市町村でその範囲を決めまして実施しているというところがございますので、必ずしも就労だけではなく、就学等も含めて、新宿区におきましては保育に欠ける要件に入れていたというような状況でございます。

したがって、法の中で定められているものを重視するというのを、現時点では行わざるを得ないという状況だと思います。

木島委員長 どうぞ。

白井委員 木島委員のおっしゃるとおりで、まず、保育に欠けるという表現が不適切な部分があると思うんです。ただ、法律上の条文ではそういう表現になっていると。私は共働きだったものですから、保育に欠けさせている保護者という、何かすごい後ろめたい形の部分で、ただ条文上と、それから管轄の問題として、保育園が厚労省管轄と、それで幼稚園が文科省管轄という縦割り行政の中でどうしてもその差が出ていると。その中での1つの試みとして、多分子ども園という同じ年齢の子どもに同じような保育を幼少からしようというような方向の中で、子ども園というものをとらえられてきたのではないかと、少なくとも私はそうあるべきだというふうに思っているんです。

ですから、やはり方向として木島委員がおっしゃるように、お母さんが働いていなくても、子どもにとってその短時間保育じゃなくて、今の状況の中で、保育園と同じような保育内容のほうが良いと思われるような場合には、新宿区としては子ども園として受け入れる方向、そういうのを考えていってもいいのではないかなというふうには思っています。

木島委員長 白井委員の意見のとおりなんです。これからは親の条件ではないんですよ。子どもの条件なんです。新宿区が子どもに対してどういういい条件を持ち込まなければいけないのかというのが先であって、あくまでも、今、さきに言ったような欠ける条件を表に考えるということは、区としてはあるべき姿ではない。そういう考えを持っていますから、どうぞ御意見。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 委員、貴重な御意見ありがとうございます。

確かにそのとおりでございます、子ども園の理念といたしましては、親の就労等にかかわらず、就学前の幼児に対しての一貫した教育を行うといったものをコンセプトにしております。

新宿区におきましては、その子ども園において、先ほど保育に欠けるというのが児童福祉法で定められている保育所における要件でございますが、子ども園におきましては、ゼロ歳のクラスは依然として保育に欠けるという要件を残しておりますが、1歳から3歳児クラスにつきましては、一部その基準を緩和いたしまして、保育を要するという表現になっておりますが、時間を短く、あるいは曜日を少なくした形でも利用できるように、対象範囲を広げております。

4歳、5歳につきましては、他の区立幼稚園と同様に、区内在住という要件だけで、あとは希望すれば入園をという形で、3段階に分けたもので今現在実施しておりますので、今後さらにその辺の緩和ができるように考えていきたいと、このように思います。

木島委員長 どうぞ、羽原委員。

羽原委員 実態はどうなっているんですか。この除外されるケースがあるとかないとか、実態としては全部受け入れているとか。

木島委員長 どうぞ。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） 実態といたしましては、ゼロから3の部分、保育に欠ける、あるいは要するという年齢に関しましては、お申し込みいただいた中から、やはりある意味保護者の養育実感、直接お子さんを見るのが難しい条件の高いほうから入園をされているというのが実態でございます。

ただ、4歳、5歳につきましてはそういった要件ございませんので、入園の希望があれば、定員に空きがある限りすべてお受けしているというのが実態でございます。

木島委員長 どうぞ。

白井委員 その実態についての意見なんですが、教育委員会のほうの管轄ではなく、多分区としては、子ども家庭部の問題になるんだと思うんですが、やはりその待機児童の問題のところ、そうは言ってもやはり優先順位の部分との兼ね合いが出てきているんだと思うんです。やはり今度、別な理念としての男女共同参画とか、いろんな形の実現のためには、やはり待機児童もなくした形で子どもの保育の対応というものが必要だと思いますので、ぜひ子ども家庭部のほうに、その要望をまた言っていただきたいというふうに思います。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） また、子ども家庭部、保育課のほうと協力して、先ほど申し上げました子ども園の理念、これを実現するためにこれから努力していきたいと、このように考えております。

木島委員長 羽原委員、どうぞ。

羽原委員 一言。定員に達していないところも、まだいくらもありますよね。だから、その余りしゃくし定規じゃなくて、定員に至って、その中で、これは家でやってほしいというのは除いていくと。だけれども、希望があれば許す範囲内では全部オーケーと。つまり一人っ子を社会的に社会訓練の場として、そういう観点から見れば、やはりお母さんと二人で育児としてはいい環境であるけれども、社会環境的に言えばちょっと物足りないところもあるわけですから、いつも見ているゆとりがあるわけですから、なるべく寛大な措置をお願いしたいと。

これは、セクションがどうかということよりも、その考え方、新宿区としての考え方であるから、もうちょっとそこは、国の法律という観点よりも、実態的にとらえて対応するという、そういうむしろ理屈は理屈、原理は原理でいいから、もっと具体的な柔軟な対応を、そのセクションでなくて理念において、新宿区の教育はこうであるという観点で対応されたほうが望ましいのではないかと。

副参事（幼保連携・子ども園等推進担当） まさに新宿区は、都内におきましても、公立の認定子ども園第1号ということで、昨年度来、多くの自治体からそのモデルとなる存在であると、このように自負しております。したがって、今、各委員のほうからお寄せいただいた意見につきましては実現するべく、今後定員の設定等も含めて考えていきたいと、このように思っております。

木島委員長 脱線した質問、お答えができましたけれども、こういう関連して波及する、それが新宿区をよくするんだっただらば、大いにしてほしいと思います。

この議案第79号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第79号は、原案のとおり決定いたしました。

次に議案第80号、議案第81号及び議案第82号は、議案の提案理由が同種の内容ですので、一括して討論、質疑及び採決をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、議案第80号、議案第81号及び議案第82号を一括して討論、質疑及び採決を行います。御意見、御質問をどうぞ。

どうぞ、白井委員。

白井委員 先ほどの御説明の中で、大変わかりやすかったんですが、選定される最終結果のポイントという中で、指定管理者に求める新しい図書館サービスという中で、学校への支援スタッフをしているというところが、株式会社図書館流通センターの中でポイントとなったと挙げられていたんですが、北新宿の共同事業体の場合には、それは入っていたんでしょうか。

木島委員長 どうぞ。

中央図書館長 今回、選定されましたこの紀伊國屋と大新東、この共同事業体の中では、特にそういう新しい提案としての事業項目は載っていませんでした。

白井委員 それについては、その辺はどういうように考えたらよろしいでしょうか。

木島委員長 どうぞ。

中央図書館長 1つには、指定管理者同士のこれから競争になっていくわけでございますので、今回、ほかの事業者はそういう形で、近郊の小・中学校にそういう学校図書館支援をするということになれば、その評価が高くなれば、当然この北新宿についても事業者のほうで再提案する可能性はあります。ただ、それは当然限られた予算の中ですので、それは企業努力の中で改めてそういう検討はされる可能性はあるかと思っております。

木島委員長 白井委員。

白井委員 一応今回採択したビジョン等についても、やはり図書館と学校図書館との連携等々、図書館が学校への支援というか、リーダーとなるというか、核になるというか、そういう点が求められていると思いますので、審査結果については別に異論はございませんけれ

ども、できればそういう観点で、この共同事業体の指定管理者のほうも御検討いただきたいというようなことを言っていただければと思います。

木島委員長 よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 特に、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第80号、議案第81号及び議案第82号、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第80号、議案第81号及び議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告4 平成21年度新宿区立幼稚園及び子ども園の募集案内について

報告5 平成21年度学校選択制度区立小学校の申込み状況及び抽選の実施について

報告6 平成20年度学校選択制度保護者アンケート集計結果について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。都合によりまして、まず報告4から報告6までを一括して説明を受け、質疑を行い、その後報告1から報告3までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

学校運営課長 御報告を3件させていただきます。

初めに、平成21年度新宿区立幼稚園園児募集案内についてでございます。

ただいま御審議いただきました区立幼稚園及び子ども園における学級編制方針、これに基づきまして、21年度の区立幼稚園の園児募集案内を決定するものでございます。

内容でございますけれども、1番が応募資格ということで3歳児、4歳児、5歳児おのの生年月日あるいは集団生活に支障がない、保護者等による送り迎えが可能なことということで決めさせていただいてございます。

それから、募集人員につきましては、先ほど学級編制方針で御審議いただいたとおりでございます。

申込書の配布につきましては、10月15日から各幼稚園で配布をいたします。これにつきましては、10月15日号の区の広報にも掲載をする予定でございます。

それから、それ以後の日程でございます。申込書の受付につきましては、11月5日、6日、

7日の3日間、午後2時から4時まで各幼稚園において行います。それで、いったんこの3日間で締め切りをいたしまして、募集定員を超えた場合には、(2)でございますけれども、11月13日の午後2時15分から、その超えた幼稚園において抽選を行うということでございます。なお、その後12月18日から応募定員に満たなかった園については、再度受付を、今度は先着順で開始をいたします。それから、面接及び健康診断につきましては、各園ごとに記載の日程で実施をいたしまして、最終的には入園承認者の発表というのは21年1月15日木曜日の午後2時15分から、各幼稚園で実施するものでございます。

入園料・保育料につきましては、記載のとおりでございます。

それから、6番目に注意事項が記載してございます。主なところを御説明させていただきますけれども、(3)のところ学級編制についてということで、4歳児2学級予定園でも、応募者が30人以下の場合には1学級編制になります。それから、4歳児の応募者数が12名未満の園では、学級編制は行いません。3歳児保育実施園を除きまして、学級編制を行わないということになっております。

それから、補欠登録者の翌年度優先入園でございますけれども、抽選で落選し、補欠登録した方がその後もどこにも行かないで自宅に待機していた場合には、翌年度には優先的に入園できるという仕組みになってございます。

それから、その次に5歳児に進級する兄弟がいらっしゃる場合には、4歳児につきましては、優先的に募集をするということになってございます。

それから四谷子ども園、それから愛日幼稚園につきましては、おのおの別途園児募集案内あるいは入園募集パンフレットというのが作成してございます。これにつきましては別につけてございますので御参照いただきたいと思います。

それから、西新宿幼稚園につきましては、平成23年4月に西新宿保育園と統合して、仮称西新宿子ども園となります。そのため、その園舎整備工事のために平成21年度、22年度につきましては、西新宿小学校内の仮園舎での保育となるということでございます。

それから、東戸山幼稚園につきましては、設置されている戸山ハイツアパートで、近く耐震診断が行われます。その結果によりまして、耐震工事が必要ということになった場合には、工事期間中、一部園舎、園庭の使用が制限される場合があるということでございます。

こういった内容で募集案内をしまいいりたいということでございます。

次に、小学校学校選択制の各学校別の状況でございます。これにつきましては、去る9月30日の午後5時をもって学校選択の受付を締め切っております。

結果でございますけれども、受け入れ可能数につきましては、合計で2,480人、通学区域内の児童数、これは外国人の方で就学を希望された方も含めてですけれども、1,549人でございます。選択希望者につきましては372人で24%、昨年より40人減っております。

ちなみにですけれども、平成20年度の新入学で申し上げますと、通学区域内の児童数につきましては1,660人、学校選択の希望者が412人、24.8%でございました。今年につきましては40人ほど減っているという状況でございます。

裏面に、抽選校が載っております。今回、抽選基準、通学区域内の現在のお子さんにさらに転入者等が来ても大丈夫だろうと思われる数を、各学校とも2学級編制の場合77人に想定してございますけれども、それを上回った学校が4校ございます。学校別に御説明をさせていただきます。

初めに、市谷小学校でございますが、選択結果としては114人の方が応募されてございます。内訳でございますけれども、区域内のお子さんが68人でございます。区域外からが46人、そのうち兄弟姉妹関係、優先権がある方が9人でございます。したがって、その9人の方については入学が決まりますけれども、残りの方につきましては補欠ということになる。したがって、市谷小学校については、入学の抽選というよりも補欠の順番を決める抽選ということになります。

それから、余丁町小学校でございます。選択結果は89人でございます。区域内選択者は61名、区域外からは28人の方がいらっしゃる。兄弟姉妹関係が9人ということで、当選の方が16人、補欠の方が12人ということになります。

四谷小学校につきましては、選択結果92人でございます。通学区域内の方が70人、区域外の方が22人、そのうち兄弟姉妹関係が5人、当選者は7人で、補欠が15ということになります。

それから、西戸山小学校につきましては、選択結果92人でございます。区域内の選択者が60人、区域外の方が32人、うち兄弟姉妹関係が10名で、当選が17名、補欠が15名ということになります。

この結果につきましては、明日、抽選対象となった御家庭には通知を発送いたします。抽選につきましては、10月10日の午前10時から教育センターで実施する予定でございます。

以上でございます。

次に、学校選択制度に関する保護者アンケートの集計結果でございます。

初めに小学校でございます。配布数が1,366通、回収数が1,190で、回収率が87.12%でござ

ざいます。そのうち、通学区域の学校に行かれた方が893人、通学区域外の学校が264人、それから他区からいらっしゃっている方が9人、合計1,166がこの項目の回答数でございます。

それから、次に満足度でございます。大変満足している方、391人、32.86%。それから、満足しているが730人、61.34%。満足していないが50人、4.2%でございます。

それから、「大変満足している」と「満足している」を合わせましての理由でございますけれども、一番多かったのが自宅からの距離・通学の安全、これは75.9%。それから、子どもの友人関係、これが54.9%。それから、通学区域の学校であるから、これが49.6%。こういった数値になってございます。

それから、Qの3でございます。通学区域の学校を選ばなかったのはどのような理由ですかという問いでございますけれども、理由といたしましては、子どもの友人関係、それから、児童生徒数の少ない学校であるから。それから、自宅からの距離・通学の安全、こういったことでございます。

それから、Qの4につきましては、参考になった情報ということで、こちら記載のとおりでございます。

それから、Qの5でございます。一斉学校公開の際、区内の学校を見学しましたかという問いでございますけれども、およそ75%の方が通学区域内外、いずれかの学校を見学したということでございます。

それから、今回初めての問いですけれども、学校選択制度をどう思いますかというお尋ねをいたしました。あったほうがいいという方が62.35%、なくてよいが9.58%、どちらともいえないが26.22%、こういった数字でございました。

次、中学校でございます。配布数が953、回収数が848で、回収率は88.98%でございました。

次に、入学した学校でございますけれども、通学区域内の学校570人、構成比としては70.72%、通学区域外の学校227人、28.16%、新宿区外から9人、1.12%ということでございます。

次、満足度でございますけれども、大変満足しているが212、それから満足しているが579でございます。合計いたしますと93.28%の方は満足されている。また、満足していないが42件で4.95%でございます。

「大変満足している」「満足している」のトータルでの理由ですけれども、1番目が子どもの友人関係、56.7%、2番目が自宅からの距離・通学の安全、55.3%、3番目が通学区域

の学校であるから、42.3%、こういった数値になってございます。

それから、Qの3、通学区域の学校を選ばなかったのは、どのような理由ですかということに対してのお答えでございます。子どもの友人関係が1番、18.96%、それから2番目が学校のイメージ・評判ということで96件、15.56%、3番目が自宅からの距離・通学の安全で70件、11.35%となっております。

それから、Qの5でございます。学校公開の際に、見学をしましたかというお尋ねでございますけれども、通学区域の学校を見学したが272人、29.53%、通学区域外の選択校を見学したが154件、16.72%、こういった数値となっております。

それから、最後にこちらも初めて、学校選択制度をどう思いますかということで、お尋ねをいたしました。あったほうがいいが566件、66.75%、なくてよいが59件、6.96%、どちらともいえないが209件、24.65%、こういった数値でございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告4について、御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 学校選択制度の集計のどちらともいえないというのは、どちらともいえないんだけれども、どう解釈したらいいのでしょうか。

木島委員長 それは6で。

羽原委員 はい、わかりました。

木島委員長 報告4については、ではよろしいですか。

それでは、次に報告5について、御質疑のある方は。どうぞ。

白井委員 四谷小学校の受け入れ可能数って80となっているんですけども、これは四谷第三と四谷第四が統廃合になった学校だと思うんですけども、これは2クラスということ念頭に置いているのでしょうか。

木島委員長 どうぞ。

学校運営課長 はい、2クラスということでございます。

白井委員 わかりました。そうしますと、結果から見ると、統廃合でかなり通学区域内の方たちは満足していて、それで、なかなかほかからの選択希望者があっても受け入れは難しいという状況だというふうに、この数字から考えてよろしいのでしょうか。

木島委員長 どうぞ。

学校運営課長 はい、さようでございます。現状の形式で行っていくには2クラスが適切であるということで、こういった設定をさせていただいてございます。

白井委員 キャパシティとしても2クラス、もともとそれしかないということですか。

学校運営課長 各学校それぞれいろんな教室の使い方をしてございまして、極論を言いますと、通学区域内のお子さんで、例えば90人になったといったときに、45人にするのか、何とでもどこか部屋を空けるのかということ言えば、恐らく空ける余地はあるかと思えますけれども、現在の学校運営の中で通常のクラスを開設するという中では、2クラスが適切であるという判断をしているということです。

白井委員 そういう意味では、今問題となっているいわゆる学校選択制のとらえ方なんですけれども、いわゆる新宿区としては、地域を無視した自由選択の学校選択ではなくて、基本的には地域、通学区域をも基礎とした学校選択をもう原則としていると。そういう意味では、その受け入れ可能人数80というのは、今、通学区域内の児童数が78という枠の中なので、この数字と。だから、もし通学区域内の児童数が多くなれば、それに対応した、その四谷小自体の受け入れ可能数というのを考えていく方向ですという学校選択制をとっていますよねということを確認したかったんです。

木島委員長 どうぞ。

学校運営課長 おっしゃるとおりでございます。あるいは、ほかの学校でも、教室空いていますと少人数教育で使ったりとか、いろんな展示ルームに使ったりとか、ただ空けておくのはもったいないですから、いろんな形で使っていて、使い始めるとそれが今度は前提となって、学校経営されるということになっていくんですけれども、ただ、通学区域内のお子さんの増減によっては、そういったものを外してでも受け入れすべきときには受け入れするということですが、無理し過ぎますと、また自由な学校の経営というのを阻害される部分もありますので、その辺については状況に応じながら見きわめていくという、そういうことです。

木島委員長 どうぞ、白井委員。

白井委員 すみません、教育委員会として確認しておきたかったのは、いわゆる今学校選択制の見直しみたいなことが言われていて、何かすごくマイナス的な風潮になっているけれども、新宿区において、まずどういう立場をとっているのかということを確認すると、基本的には従来の通学区域内ということをも原則としているので、多分、ある程度キャパシティも考えて四谷小もつくっていると思うんです。そういう意味で、これが受け入れ可能数80と

というのが、もう全くそれ以上だめとかというものでは多分ないではないでしょうかということを確認したかっただけです。

学校運営課長 失礼いたしました。おっしゃられるとおりでございます。

ちなみにですけれども、江東区のことを先般、大きく新聞に出ましたけれども、江東区は小学校においても完全な自由選択制を行っていきまして、区の端から端まで選べるという形式でしたけれども、それを今回、徒歩圏内ということで改めるということでございます。新宿区におきましては、小学校についてもともと地域性ということも考慮してございますので、隣接する学校、なおかつ募集案内の中ではちゃんと歩いて通える距離で考えてくださいということも御案内しておりますので、江東区のほうがこちらに近づいてきたというような状況でございます。

木島委員長 ほかに。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に報告6について、御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 先ほどの質問ですが。

学校運営課長 学校選択制度についてどう思いますかというところで、想定といたしますが、どちらともいえないがこのぐらいの数字になるというのは、私どもちょっと多いなと。あったほうがよいも、なくてもよいも、あと10ポイントとか多いような数字で来るのかなというような気はしていたんですけれども、思いのほかどちらともいえないという方が多かったというのは実態でございまして、なかなかいえないのかなと、いろんな強い御意見をお持ちの、あったほうがよい、なくてもよい、どちらともなかなか強い意見があったりとか、それから、選択に当たって保護者の方自身もかなりお悩みになったりしたときに、どちらでもいいという答えを選んだのかなというふうには思います。

ただ、そういった形で、学校側が地域に開かれた学校をつくるということで、さまざまな情報提供を地域に対して行いまして、それを保護者の方が受けとめて、本当に十分考えていただいて学校選んだという意味では、悩んだから嫌だった的な答えはあるんですけれども、あるいはそれがどちらともいえないという答えにつながっているということはあるんですけれども、そういった形で学校を見て選んでいただいたということでは、私どもではいいほうにとらえているということでございます。

木島委員長 よろしいですか。

どうぞ。白井委員。

白井委員 保護者アンケートの部分で言うと、「大変満足している」と「満足している」を合わせると、94%ぐらいになっているという、5%ぐらいになるんですかね、部分で言うと、保護者の立場から自分の子どもに対して、自分なりで選択ができる余地が開かれているという点では、一応満足されているというふうに多分読めると思うんですが、わからないのが満足していないというところの回答の理由が、自宅からの距離・通学の安全という項目があるんですよね、ポイント高く。これは、さっき新宿区の選択制を聞いたのは、とりあえず選択しなければその地域の小学校のある程度近いところに入るわけですよね。これは、そうではなくてほかを選んでみたけれども、やっぱりちょっと遠くて、距離とか通学の安全が心配だったわという保護者の回答なんですかね。ちょっとその辺が、この中身が理解できなかったんです。

学校運営課長 これは全体の学校を通じてのアンケートですので、この方が具体的にどういう理由でというのは、直接的には把握していないんですけれども、今、委員がおっしゃられた理由ですとか、逆にあるいは近い学校を選ぼうと思って抽選で落ちてしまったとか、いろんなことが想定はできるんですけれども、13人の方がこういった御意見持たれているということでございます。

木島委員長 ほかに。

〔なしの発言〕

報告1 平成20年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 新宿区教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの実施について

報告3 女神湖高原学園の観光付きバスの運行開始について

木島委員長 ほかに御質問がなければ、次に報告1から報告3までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

次長 20年第3回の新宿区議会定例会における代表質問と答弁の要旨を御説明いたします。お手元の用紙をごらんください。全部ではなくて、少しはしよって説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、子どもの生きる力を伸ばす教育についてという

御質問です。質問内容は1から5までございます。1つが学習指導要領の改訂を新宿区教育委員会はどのように受けとめているのか、またそれをどう対応するのかという御質問。

2つ目が、この改定を受けて授業時間の確保をどうするんですかという御質問。

3つ目が、5年生から英語活動が必修化されますけれども、その講師の配置だとか、担任のかかわりだとか、そういうものを具体的にどうしていくんでしょうかという御質問。

4つ目が、全国学力テストについて、どのように受けとめて、今後どうしようとしているのかと。

5つ目が、結果の公表についてどうするんですかということです。

答弁でございますけれども、1つ目が、教育委員会や学校がこれまでも取り組んできた方向性と同じと受けとめています。それと、新学習指導要領への円滑な移行や実施に向けて、6月に新教育課程検討委員会を立ち上げて、各教科の改訂の要点とか、各学校が作成する指導計画例などについて検討を進めていますということをお答えしています。

2番目でございますけれども、平成18年度から夏休みを5日間短縮してございます。それで、新学習指導要領に示された授業時数に対応できるものと考えていますということで、御返事しています。

3つ目が、現在すべての小学校に外国人指導員を配置して、担任とのチーム・ティーチングで、すべての学年・学級において英語活動が行われていますと。教員の研修については、英語活動の趣旨の徹底と、指導力の向上を図るということを目指しながら、英語活動の手引きを作成して、その周知に努めてきたところです。その2行後に、来年度からすべての小学校の5・6年生で、年35時間の英語活動を実施していくと。また、今後もその小・中の連携接続をするために、その連携カリキュラムについて検討して、小学校における英語活動の円滑な実施に向けて条件を整備していきますという回答をさせていただきます。

4つ目でございますけれども、調査目的が明確でありまして、学校が調査の趣旨を踏まえて、一人一人の学力を確かなものにするために、引き続き授業改善の取り組みを継続するように指導していきますということで答えています。

5つ目が、上から3行目からなんですけれども、各学校の平均正答率についての公表は行わないと。各学校に対しても、公表する際については、教育活動の取り組みの状況とか、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方法を示しながら、序列化につながるような公表することのないように指導していくということです。

もう一つ御質問が、情報公開制度がありますので、その場合はどうするんですかというこ

となんです、それは、今後出たときに適切に対応していくということでございます。

次は、ネットいじめと有害サイトの接続防止についての御質問です。

教育委員会として、どのように実態把握をしているのかと。もう一つは、学校裏サイトについてはどのように対応しているのか。

2つ目の質問が、学校において生徒の携帯電話・インターネットの使用についてどのように指導を行っているのか。

3つ目が、有害サイトの危険性またフィルタリングの必要性については、説明・指導が必要であります。積極的に取り組んでいく必要があるけれども、どうするのかということを知りたいです。

答弁でございますが、3ページでございます。各学校で、その実態把握をしております。その中では、トラブルの状況などがわかってございます。各学校では、これらのトラブルの未然防止やトラブルに巻き込まれたときの対応策について、継続的に生徒に指導していくということをお答えしています。

学校裏サイトにつきましては、なかなか検索が困難であります。ただし、その教員向けの研修会を実施したり、児童生徒に指導できる能力の向上を図っています。パンフレット等についても、それを活用しながら啓発を図ってまいりますということをお答えしています。

次、2番目でございますけれども、学校では具体的に指導を行っています。問題が生じた場合については、学校はその状況について、関係者から聞き取るなどの情報を収集して、児童・生徒の心のケアを図りながら再発防止に向けて指導していますということです。

3つ目でございますけれども、下から2行目です。地域・関係諸機関との連携を進め、保護者へのより一層の啓発を図りながら、情報安全教育の充実を図っていくということをお答えしています。

2つ目でございます。教員の授業力向上と環境整備についての御質問がございました。

1つ目が、教師が子どもたちと向き合う時間の確保のため、今後どのように取り組んでいくのかと。

2つ目が、授業力向上のためのマンパワーとして導入した授業改善推進委員の現状とその効果はどうか。

3つ目が、確かな学力向上とか情報活用能力のために、今後ICTについてどのような考えを持っているのかという御質問でございます。

答弁でございますが、4ページ目でございます。

1つ目は、上から3行目でございますが、現在、教員の事務軽減を図り、子どもたちと向き合う時間を確保するために、学校のICT化の効果の1つである校務ICT化整備について検討を行っています。また、学校事務効率化に向けた検討も行っており、事務内容の精査についても進めていく予定であるというふうに答えてございます。

2番目でございますけれども、今年度は7名の授業改善推進委員が135名の対象職員に巡回指導を行っています。その2行後でございますが、学校のアンケートでは、派遣したすべての学校が効果が上がったと回答しています。効果内容につきましては、教員一人一人の自信につながっていて、教員としての資質、技能が飛躍的に向上しているなどが見受けられるということでございます。

3つ目でございます。真ん中辺でございますが、教育委員会としては、授業のICT化、事務の効率化、学校間や教育委員会等のネットワークは現在取り組むべき重要課題と考えているということでございます。

次は、飛びまして7ページでございます。7ページの学校校庭の仕様についてという御質問がございました。2つございまして、今現在、四谷第六小学校以降の天然芝導入の計画についてはどうなっているかと。

2つ目が、四谷小学校に導入した人工芝についてのどのような検証がなされているのかということがございました。

今現在、小学校ではゴムチップ舗装にしてございますけれども、天然芝の次善の策として、そういうものにかわるものの素材として検討してもよいのではないかと御質問がございました。

答弁でございますけれども、1つ目が、天然芝導入の諸条件にかなう2校を選定し、そのうちの1校である四谷第六小学校については、今年度、天然芝生化を行います。来年度は、残る1校の校庭の一部について、これ全部ではありませんので、一部について天然芝生化する予定でございます。これは戸二小でございます。

2番目でございますけれども、人工芝についてはゴムチップ舗装と比べ、表面温度が低くなり、足腰の負担も小さく、けがなどの心配が少なく、子どもたちの体の動かし方のバリエーションも増えて、外観上も美しいなどのメリットがあり、評価されています。こうしたメリットのある人工芝を今後の小学校校庭の標準仕様としていくのかどうかについて、今、校庭仕様検討会を立ち上げて検討しているところですのでということで回答してございます。

8ページ目でございます。牛込地区の学校適正配置についての御質問でございます。

1つ目が、区教委は牛込地区学校適正配置に関する懇談会を開催して、意見書に対する考え方、方針を、きちっと手渡しではなくて説明すべきではないかという御質問です。

2つ目が、地域住民全体を対象にした説明も行うべきではないかと。

それから、3つ目が、国連のWHOについては、学校は100人以下が望ましいと出ているという御質問です。

4つ目が、なぜ牛込A地区で江戸川小と津久戸小を、B地区で天神小と富久小を統廃合の対象としたのかと。

5つ目が、500人以上の大規模校が抱える課題にどのような対策をとってきたのか。また、学校選択制についても、懇談会意見にあるように、それが与えた影響について検証を行い、廃止を含めた見直しを行うべきではないかと。

6つ目が、中学校3校について統廃合しなくても順次計画を立てて、建てかえを実施すべきという御質問でございます。

9ページ目、お願いいたします。

1つ目の答弁でございますけれども、牛込地区学校適正配置の考え方と取り組み方針につきましては、取りまとめて委員の方々にもう既に送付してあります。したがって、改めて懇談会委員の方に説明会を開催することは考えておりませんということで回答しております。

2番目が、上から3行目からになります。統合対象校のPTA役員会、保護者会及び新1年生向け学校説明会に向け、取り組みを説明してございます。また、通学区域内の町会など地域の方々に対しても、個々に非常に丁寧に説明してございますので、それとともに、今後、保護者から合意が得られたときに、地域代表を含めた統合協議会の中で議論していく。したがって、改めて地域全体への説明会や公聴会を開催する予定はございませんというお答えでございます。

3つ目でございますけれども、日本においては学校教育法施行規則によって、学級規模は12から18学級を標準としています。ですから、委員会では子どもたちのよりよい教育環境を実現するために、一定の集団規模や複数学級を確保する必要があると考えていますと。

4つ目でございます。牛込地区、これについては前回説明しておりますので、そのとおり答えたということで省かせていただきます。

5つ目でございますが、下から4行目からです。学校選択制は、保護者がみずから主体的に学校を選択できる仕組みとして、地域に開かれた学校づくり、魅力ある教育活動の推進を目的に導入しました。見直しについて考えてございませんということを答えてございます。

6 番目でございますけれども、校舎の建てかえについては、今後生徒数の推移を見守りつつ、適正配置も含めて考えていくという答弁をしております。

次に10ページでございます。今現在、スクールカウンセラーが配置されておりますけれども、その配置を増やし、新たにスクールソーシャルワーカーを配置することについての御質問でございます。

1つ目が、スクールカウンセラーの配置を充実するべきだと。

2つ目が、スクールソーシャルワーカーの必要性をどう認識しているのか、それを導入すべきではないかという御質問でございます。

答弁でございますが、1つ目が、より多くの学校でスクールカウンセラーの週に複数日配置が可能となるように、スクールカウンセラーの派遣の充実に向けてこれから検討していきますというお答えです。

2番目については、真ん中ら辺から、新宿区子ども家庭サポートネットワークを立ち上げて、福祉、保健、教育等、子ども及び子育てに関する支援に係る諸機関が連携を図っていますと。そのために、現時点でスクールソーシャルワーカーを導入して、センターに配置する計画はありませんけれども、さまざまな諸機関との連携を深めていくことは重要であり、取り組みをさらに充実することで対応を図っていきますというお答えをしております。

次は、12ページ目でございます。次代を担う子どもの体力についての御質問ございました。

子どもの体力の現状をどのように認識しているのか。

それと、2番目が具体的なところで、朝の始業時間前に運動を行う取り組みを全区的に実施してはどうか、専門的知識を有するスポーツ指導者を派遣するなどの対策はどうか。それから、運動部活動の一層の活性化をどのように図っていくのかと、そういう御質問ございました。

1つ目は、東京都の体力テストの結果を考えると、全種目のうち4種目で、中学校では女子の前屈以外すべての種目で全国を下回るなど、体力の低下傾向が確かに見られておりますと。学校からは、子どもたち全体の体力の低下とともに、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向についての指摘もあります。次の13ページ目でございます。それが、大きな課題であるということは認識しておりますと。

2番目でございます。現状の取り組みとして、今後も一層充実するように学校や保護者、地域に働きかけるとともに、すべての学校で一定の期間を設定して、効果的な基礎体力づく

りをこれから推進していきたいというふうに答えてございます。

番でございますけれども、体育の苦手な子どものための指導ができる人材確保をしていきたいと。

3つ目でございますけれども、最後のその後ろから3行目でございます。部活動の一層の活性化のために専門的知識を有する指導者としての地域人材の発掘・活用が大変重要であると認識しています。今後も区長部局と連携して、学校における外部指導員の活用が一層図られるように努めていくというふうにお答えしています。

次、14ページ目でございます。

教育委員についてということで質問がございました。教育の分権化は大きな課題である。教育の分権化についてどう考えるかと。

2つ目が、教育委員がもっと積極的に区民と直接触れ合う機会を持つべきと。

3つ目が、教育委員を6人に増やすことができる条例改正が提案されているが、6人体制に増やす必要があるのかと。

4つ目が、現在の教育委員の年齢構成、性別、職業、在任期間はどうなっているかと、こういう御質問でございました。

15ページをお開きください。

1つ目の答弁でございますけれども、上から2行目でございます。現在区が行っている確かな学力の向上や夏休みの短縮といった取り組みは、学校の設置者たる区が、地域の实情に沿った最適な教育の実現を目指して進めているものである。さらに教育の分権化を進め、区市町村及び学校が主体性を発揮して、その地域らしい独自性のある教育活動を展開していくためには、教職員の人事権の移譲が不可欠であるというふうに答弁してございます。

2番目でございますけれども、これまでも教育委員会ではさまざまなことをやってきましたと。これからも直接意見を聞く機会を持ち、教育行政にそれらの声を反映させていきたいということで、答えてございます。

3つ目の答弁でございます。上から4行目でございますけれども、地域における教育行政の中心を担う教育委員会がより一層、その職責を發揮できる体制を構築し、教育委員会の活性化を図る必要があります。委員のうちに保護者である者を含めることが義務づけられるとともに、教育に関する事務の管理執行状況についての点検、評価、報告書の作成等、教育委員会の責任体制の明確化に対応するためにも、これにふさわしい識見と能力を持つ委員がより多く必要と考えていると。そのために6人にするんですということで答えてございます。

以上でございます。大変雑駁でございますが、報告を終わらせていただきます。

教育政策課長 引き続き、報告2と3を報告させていただきます。

報告2でございます。新宿区教育ビジョン素案に対するパブリック・コメントの実施ということで、1枚目の内容、概要につきましては、先ほどの議案と同様な内容でございますので、ここは省略をさせていただきます。

裏面を見ていただきまして、2のところのパブリックコメントの実施の内容を説明させていただきます。期間につきましては10月25日土曜日から11月25日火曜まで、32日間ということで、約1カ月間、予定してございます。規則では2週間以上という形になってございます。

(2)の方法でございますが、これは従来区がやる場合、全く同じようなスタイルをとってございます。10月25日号の広報しんじゅく、それから区のホームページで意見を募集させていただき、郵送、ファクス、メール、窓口持参という形で、あらゆる手段を使って受付をとるという形をとります。資料配布場所でございますが、そこに記載のとおり、可能なところで対応をとりたいというふうに考えてございます。

それから、3番の今後の日程でございます。これについては、明日の文教委員会で報告させていただきます、10月25日から約1カ月間のパブコメをやらせていただきます。また、その期間中に、地域で3カ所程度やるということで考えてございます。これについては、旧淀橋地域、それから牛込地域、四谷地域ぐらいで、3カ所ぐらいで、十分、夜間なり土日考慮しながら、この選定をしていきたいと考えてございます。

その内容と意見を踏まえまして、12月から1月にかけて、その内容に対してどのように判断するか、素案に対する修正等、教育委員会でも審議をいただき、最終的に2月の定例会6日の日に、定例会でビジョンを決定するという形で対応をとりたいと思っております。

報告の3でございます。「女神湖高原学園観光付きバスの運行開始について」ということです。

概要のところでございますが、これは本年度から指定管理者になりましたフジランドが当初事業計画していたものでございます。10月の秋の行楽シーズンから運行したいという予定になってございます。

通常、あそこの場所はマイカーで行く方が中心でございますが、特にマイカー等足のない方にとって、観光をセットすることで、手軽で安価で施設と周辺の観光地を利用できるということを目的としておりまして、特に学校利用がない閑散期の利用者の掘り起こしといいたいでしょうか、増加をねらいたいということから、今回、四季の変化に応じた観光付きバスとい

うことで、1泊から2泊の宿泊をセットしたツアーを提案したいということで、今年度は3月まで8コース、17回の運行を予定しているというものでございます。

申し込みにつきましては、一般の日通旅行のほうで受付を今やっておりますが、その方たちとの混乱を避けるために、直接フジランドのほうの窓口で電話申し込みという形をとらせていただく予定です。

2の運行予定のところについては、秋季のコース例ということで、詳細は別紙のチラシをごらんいただきたいと思いますが、(1)から(4)まで1泊2日、2泊3日のコースで出させていただきます。括弧内につきましては、区民棟に2名1室を利用したときの閑散期料金を適用した金額ということで記載をさせていただきます。昼食と観光施設利用料金は含んでございません。

下の参考のところにつきましては、鉄道を利用した場合の同じく区民棟利用の場合で、閑散期割引としたときに、新幹線利用、それから在来線の中央線であったときに、下に書いてあるように1万6,000円から1万7,000円代ぐらいの経費がかかるということを考えますと、かなり格安で非常に観光も楽しめるというふうになっているものでございます。

3番の周知方法でございますが、区の広報10月15日号、ホームページの掲載、それから分庁舎の地下の2階に受付がございますが、そちらのほう。特別出張所、地域センター、その他の区民施設としてレガス、生涯学習財団や生涯学習館等を予定してございまして、そこにチラシを配置する。またフジランドが直接営業に回って周知をしていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。どうぞ、羽原委員。

羽原委員 3ページの上のほうに、「メールを介しての児童・生徒関係のトラブル、チェーンメール」。何か具体的に大きな問題を抱えているようなケースはありましたか。

木島委員長 指導課長。

教育指導課長 特に大きな問題となったということではございませんけれども、例えば今年度、ある調査をいたしまして、小学校のほうで29校中10校、中学校は全校において、何らかの生徒指導上の対応をしたというような生活指導主任からの報告が挙がっております。

今、この実際の本会議での答弁でもいたしましたけれども、例えばチェーンメール、これにつきましては、小学校では4件、中学校では7件という形で、これも校内での対応でスト

ップはしておるわけでございますけれども、実際にこういうような件が挙がってきていると
いった事例があるということでございます。

以上でございます。

木島委員長 よろしいですか。

ほかに。どうぞ、白井委員。

白井委員 同じく学校の裏サイトのほうなんですけれども、これ答弁にあるように、かなり
難しい状況にあるのではないかと思うんです、対策として。この前終わった金八先生のドラ
マでの、要するに今度のテーマは学校の裏サイトということをやっぱり取り上げていたので、
かなり学校現場において、問題が多分発生しているという全国的な認識のもとでのテーマ設
定だったのではないかと思うんです。その辺、やはりこの対応の部分というのも、教育委員
会独自でできるような形ではやっぱりないと思うんですが、その辺、学校現場として困っ
ていることとかあれば、逆にそういうのを言っていただいたほうがいいと思うんですが、ど
うでしょうか。

木島委員長 指導課長。

教育指導課長 正直言いまして、この実態は、各学校全くつかんでいないのが本音でござい
ます。そして、それに対してどう対応したらいいかといった点につきましては、学校だけで
は到底これはできないところまで来ていると思います。

そこで、今さまざまところでバックアップ体制ができておりまして、警視庁のほうはも
ちろんでございますし、いわゆるハイテク犯罪というところなんでしょうか。例えば財団法
人インターネット協会というところでは、ハイテク犯罪の現状と防止についてということで、
インターネット利用アドバイザーという方がいらっしゃって、呼べば御講演をしてくださる
ということで、実は私どものほうも生活指導主任を対象とした研修会で、今申し上げたその
アドバイザーの方をお呼びいたしまして、生活指導主任に講演をしていただくといったこと
をしたところでございます。

また、ネット安全安心全国推進会議というところで小リーフレットをつくっておりまして、
求めると送ってくれて、そして本当に子どもたちに1人1冊持たせてくれるような、そんな
ような資料も提供してくれているところでございます。まさにそういうところをフルに活用
して、いただけるようなリーフレット等々をどんどん渡すような形で、最後はやはり御家庭
までいかないと、保護者の方にやはり啓発をしていかないとどうしようもないところがある
んだと思うんです。本当になかなか教育委員会でも、しきれていないところがございませぬ

で、諸機関とも連携しながらこれからも対応していこうと思っているところでございます。

以上です。

白井委員 そういう意味では、プロバイダとかは、要するにだれがどういうのをやっているかというのを実は知っているとか、そういう形での部分とかを、全く発信状況が知られていないということではないと思うので、その辺のところを、実際に生徒がそういう形をやっているとすれば、生徒に対する啓蒙という意味でも、もちろんあと保護者ですよ、そういうところで、やはり学校現場のほうでその危険性のほうを、今おっしゃっていたような機関と連携して、かなり強めていっていただきたいなと思います。

木島委員長 よろしいですか。指導課長。

教育指導課長 ありがとうございます。ぜひ、そうしたいと思います。ちょうど今、後ろから情報がまわりまして、webカウンセリング協会というところでは、裏サイト検索ネットワークということで、何かそういうので何かあったときに、各校で情報を提供する、そんなようなこともしだしているといったことだそうで、ぜひ最新の情報をまた仕入れて、どんどん本当に提供していきたいなと思います。ありがとうございます。

木島委員長 どうぞ、羽原委員。

羽原委員 教育長の答弁漏れを。漱石記念館なんかを僕は要望したいので、答弁に触れていないので。教育委員会の問題というよりは、区の問題でしょうけれどもね。

金子教育長 そういうことでございます。区長部局のほうということで、答弁していないのでございます。

木島委員長 その中にも区長部局と連携してと書いてありますから、それはいいんですけども、このネットのいじめというのは、やっぱり本当に真剣にこれ取り組まない、陰湿ですし、いわゆる本当に被害に遭う子どもにとっては大変なことだし、親に相談するかしないかと、こういうことも問題ですので、やっぱりこれから非常にこの点に関しては十分な検討と、いわゆるそういう関連関係と協議して進めていかないといけないと思うんです。これからのやっぱり1つの時代の変化なのかなと思います。

白井委員 1つだけ。ある学校の事例で、高校のほうだったんですけども、やはり保護者のほうがそういうのを見つけて、学校のほうに連絡をしてというような形で、やっぱり生徒からそうして情報収集して、どんな感じのかと学校がつかんだみたいな例ってやっぱりあるので、さっき課長がおっしゃっていたように、やはり保護者の方がまず自分のお子さんのそのパソコン利用を、アンテナ張ってまず見ていただくというところから第一歩を始めてほし

いということ、その保護者とかに言っていただければと思います。

木島委員長 ほかに。

それでは、質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

これは、先ほど述べられた方法でパブリックコメントを実施するということです。また、それは随時教えていただくということによろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、次に報告3について御質疑のある方はどうぞ。どうぞ、白井委員。

白井委員 せっかくですので、質問します。

もう10月11日というのが、第1回の便としてあるということですね。今の申し込み状況でどれくらいかわかりますか。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 実は、そのあたりが痛いところでございます。提案自体が実は9月の中旬過ぎくらいにございまして、今御指摘いただいたように、これはやっぱり内容的には非常にいい提案いただいているんですが、いろいろと私どもも周知にビラを配ったりしてございまして、まだこれから広報が出るということで、今の段階では、実は10月11日の第1回目のこれについては、まだ今のところ予約が入っておりません。それ以外で言いますと、18日、25日に1組ずつ入っているのが、今実態です。問い合わせは、それなりに来てございます。現地のほうには、かなり何十本も電話が入っているんですが、最後のところでもう少し頑張らないと厳しいなという感じは受けております。

白井委員 この教育委員会の場を利用して、広報していただいて。

木島委員長 よろしいでしょうか。

白井委員 はい。

報告7 その他

木島委員長 特に、ほかに御質問がなければ本日の日程で、報告7、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 今日は、その他で1件、教育指導課長からございますので、よろしくお願いたします。

木島委員長 どうぞ。

教育指導課長 各委員の皆様のお手元には、1点、「平成20年度 新宿区教育委員会 特別支援教育発表会の報告について」ということで、資料提供させていただきました。8月30日

の日に第2回目の発表会をさせていただきましたので、その概要、そしていただきました主なアンケートの内容等々盛り込んだものでございます。ごらんいただければありがたいと存じます。

今回のコンセプトは、縦と横の連携ということで、縦につきましては、子ども発達センターあるいはチャレンジワーク等々と今連携をしておりますので、そんな方々に来て御発表いただきました。また、横の連携では、中野特別支援学校のコーディネーターの方、あるいは手をつなぐ親の会の方にも登壇していただきまして、発表していただいたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

木島委員長 これは特別支援教育ということで、例えば私立の小学校、中学校にいる区の子どもで、たまたま私立に入ってしまったけれどもというような、そういう家庭にも当然知らされているわけですね。

どうぞ。

教育指導課長 これは、ホームページ、そしてしんじゅくの教育等々でもお知らせさせていただきました。実際には区民の方からも結構御参加いただきました。また、当日も本当に飛び込みでいらっしゃってくださった方もいらっしゃいますので、実際には、どういうところにお通いになられているかはわかりませんが、恐らくそういう方もいらっしゃったのではないかと思います。

以上でございます。

木島委員長 ほかに。

それでは、報告事項は以上で終了いたします。

開 会

木島委員長 本日の教育委員会は閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 4時06分閉会